

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業の部
交付申請受付期間の延長について

令和7年5月8日より申請の受付を行っている令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金自動車運送事業の安全総合対策事業の部（以下、「本事業」という）の**交付申請期限日を令和8年1月30日（金）17:00から下記の通り延長します。**
補助対象機器の購入及び車両設置等が完了した状態で申請書類をお手元にご準備の上、余裕を持った状態で延長後の交付申請期限日までに申請手続きを完了ください。

尚、各支援の補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、申請受付期間満了を待たずに交付申請受付を終了しますので、早めの申請をお願いします。

交付申請期限日（延長後）	支援名
令和8年2月13日（金） 17:00	先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
	運行管理の高度化に対する支援

《注意事項》

※申請システム上で受付を行ったにもかかわらず不受理となる場合、事務局よりご連絡致します。

※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。国およびTOPPANは、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、国およびTOPPANの重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。

※ 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。

※ 申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、国およびTOPPANは一切の責任を負いません。

以上

（本件に関する問い合わせ先）

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

電話番号： [03-4446-4346](tel:03-4446-4346)

※受付時間：平日 午前9時～午後6時（※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く）